

# 平成 22 年度 第 11 回 富合町合併特例区協議会

---



と き 平成23年 2月 9日 (水)  
午前10時～  
ところ 富合総合支所 3階大会議室

富合町合併特例区協議会事務局

平成22年度第11回 富合町合併特例区協議会定例会協議案件一覧

協議 番号	名 称	協議会 同意	市長 承認	市議会 議決	県知事 届出
協議 第1号	富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正について	○	○	○	—
協議 第2号	富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部改正について	○	○	○	—

第三章 合併特例区

**（合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則）**

**第五十四条** 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項及び第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項及び第四項並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

- 2 前項に規定する合併特例区規則は、合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

## 協議第 1 号

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

平成23年2月9日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成20年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「636,300円」を「634,800円」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成20年規則第1号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 区長の月額報酬は、<u>634,800円</u>とする。</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 【略】</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 区長の月額報酬は、<u>636,300円</u>とする。</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 【略】</p>

附 則  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 協議第 2 号

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部改正について

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

平成23年2月9日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部を改正する規則

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則（平成20年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「187,500円」を「187,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。



富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則（平成20年規則第2号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 構成員の報酬は、月額<u>187,000円</u>とする。</p> <p>(支払方法)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>第4条 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 【略】</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 構成員の報酬は、月額<u>187,500円</u>とする。</p> <p>(支払方法)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>第4条 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条</p>

附 則  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

報告第 1 号 行事予定表 (平成23年 2月 9日 ~ 3月11日)

日	曜	時間	区長	行事(業務)	場所	日	曜	時間	区長	行事(業務)	場所
9	水	9:00 10:00 13:30	○	特設人権相談 合併特例区協議会定例会 嘱託員会議 <b>嘱託員便発送日</b>	アスパル研修室 3F大会議室 3F大会議室	#	金	10:00 10:00		市議会 開会 合併特例区例月出納検査	第3会議室
#	木	8:30 ~20:00		資源ごみ拠点回収日	総合支所横	#	土				
#	金			建国記念の日		#	日				
#	土					#	月	10:00		市議会 質問	
#	日					1	火			市議会 休会	
#	月					2	水	10:00 13:30	○	市議会 質問 嘱託員会議	アスパル研修室
#	火					3	木	10:00		市議会 質問	
#	水	13:30	○	合併特例区協議会臨時会(予定)	3F大会議室	4	金	10:00		市議会 質問	
#	木					5	土				
#	金	14:30	○	新幹線事前試乗会(特例区関係)	JR熊本駅	6	日				
#	土					7	月			市議会 予算決算委員会(総括質疑)	
#	日					8	火				
#	月					9	水	9:00		予算決算委員会分科会、部門別常任委員会 特設人権相談 <b>嘱託員便発送日</b>	アスパル和室
#	火					#	木	8:30 ~20:00		資源ごみ拠点回収日	総合支所横
#	水	10:00	○	定例農業委員会	第1会議室	#	金			市立中学校卒業式	
#	木	8:30 ~20:00		資源ごみ拠点回収日 <b>嘱託員便発送日</b>	総合支所横	<b>第12回合併特例区協議会定例会 3月23日(水)(予定)</b> <b>備</b> 平成23年第1回市議会定例会 2月25日(金)~3月16日(水) 平成22年度定期監査 2月21日(月)~24日(木) 合併特例区 <b>考</b> 所得税・市県民税申告受付 2月28日(月)~3月4日(金) 富合駅及び駅前広場オープニングセレモニー 3月13日(日)					